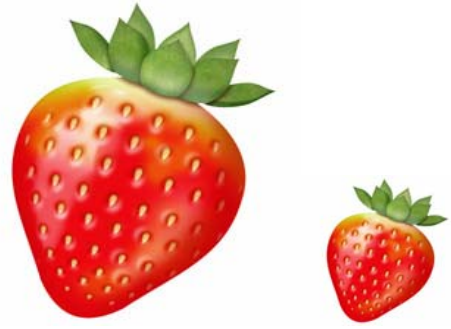


大口NEWS



こんにちわ。日に日に暖かくなっていきますね。いかがお過ごしでしょうか。
 さて、今回は、前回ご案内しましたとおり、高齢化対策として後見制度についてご説明いたします。ご存知のように平成20年3月1日に犯罪収益移転防止法（ゲートキーパー法）が施行されたこともあり、最近は、“本人確認・自署”などの厳格化により、本人の意思を確認できれば様々な取引が難しくなっています。当方も不動産お取引等において、ご本人とお会いしてその意思を確認しています。
 本人が意思表示できない場合においては、成年後見制度を利用することになります。お客様とお取引する際、また高齢化対策としてお役立て下さい。

成年後見制度の利用～将来に備えて～

成年後見制度とは？

成年後見人制度とは、高齢者・障害者等の精神上的の障害により判断の能力が低下した方々を支援するための制度です。ご本人（成年被後見者等）の自己決定の尊重や、本人の保護等を基本理念とします。

成年後見人等の選任方法や、判断能力の低下の度合い等により、以下のように区分されます。大きくは法定後見と任意後見に分けることができます。

ざっくりばらんにいうと、法定後見は、既に判断能力が欠けている方を対象としています。任意後見は、今は判断能力はしっかりしているけども「将来、認知症になったらどうしよう」というときに将来のために利用するものです。

- (1) 法定後見 ……本人や親族が家庭裁判所に申立て、裁判所が成年後見人等を選任するもの
 （本人側から候補者を挙げることはできますが、選任されるとは限りません。）

①後見類型	判断能力が欠けている方を対象とした類型 （しっかりしているときがほとんどない場合、認知症の方）
②補佐類型	判断能力が著しく不十分な方を対象とした類型 （忘れるときがけだいが増えてきたが、しっかりしているときもある場合）
③補助類型	判断能力が不十分な方を対象とした類型 （以前と比べて忘れっぽくなった場合）

- (2) 任意後見 ……本人が任意後見人等を選任して任意代理契約を公正証書で作成し、家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらうもの（詳しくは右で説明します）

（判断能力が欠けている方（法定後見の①後見類型にあたる方）は（任意代理契約を締結する能力に欠けるので）利用できません。）

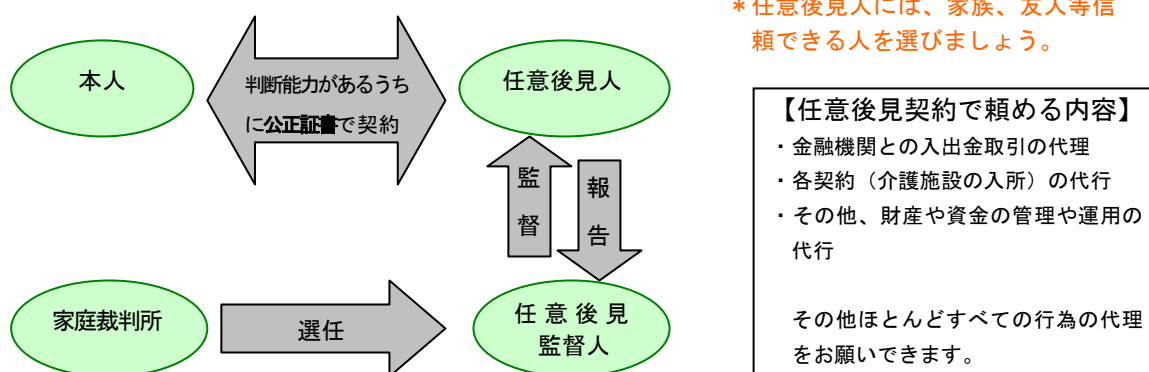
a. 将来型	判断能力がある方、又は、判断能力が不十分な方が意思がしっかりしている間に、将来の判断能力の低下に備えて任意後見契約を作成しておく類型（ 将来の後見 ）
b. 移行型	aの公正証書で、その時点からの任意の代理契約も締結しておき、時機が来たら任意後見に切り替える類型（ 現在の代理+将来の後見 ）
c. 即効型	既に判断能力が低下している方（法定後見の②補佐類型、③補助類型に当たる方）が、任意代理契約を締結してすぐに任意後見を始める類型（ 現在の後見 ）

任意後見人制度について ～将来、安心して暮らすために～

任意後見制度とは、本人が判断能力のあるうちに自分の生活、療養介護、財産の保全、財産管理等の事務の内容と、本人に代わってこれらの仕事（後見事務）をする人（任意後見人といいます）を自らの意思で事前に契約によって決めておく制度です。

もう少し分かりやすくいうと、「今は元気でなんでも自分で決められるしできるけど、将来は認知症になってしまうかも・・・」という不安を感じている方が将来を見越して信頼できる人に自分の後見を頼んでおき公証人役場で任意後見人契約を結んでおきます。任意後見人等は本人の判断力が低下したなどと思ったら、家庭裁判所に任意後見監督人（後見人がきちんと仕事をしているかチェックする人）の選任を申し立て、後見人としての仕事が始まります。

なお、任意後見契約はその旨及び代理内容が東京法務局に登録されます。



今は、意思ははっきりしていて元気だから後見はいらないけど、高齢で足腰が弱くなってきて出歩くのは億劫だから「今すぐに代わりに銀行に行ったり役所にいったりしてもらえるようにしたいな」と思ったら、公正証書で上記「b. 移行型」で後見の前段階としての代理契約を締結しておくことをおすすめします。

任意後見制度のメリットとデメリット ～他の制度と組み合わせて～

【メリット】

- ・任意後見契約内容が登記されるので任意後見人の地位が公的に証明される
- ・家庭裁判所で任意後見監督人が選出されるので任意後見人の仕事ぶりがチェックできる

【デメリット】

- ・任意後見人には法定後見制度のような取消権がない
- ・死後の処理を委任することができない
- ・財産管理委任契約に比べ迅速性に欠ける

◎大コラム◎

年配のお客様に限らず遺言書を作成したいというご相談はよく受けます。しかし、高齢になり財産管理能力を失い、詐欺や悪徳商法の餌食になってしまい、遺言書にしたための財産を失ってしまったら遺言書の内容は実現しません。そうならないよう自らの財産を守るためにも任意後見人制度をご活用下さい。自らが判断能力を失った後も遺言書や前回ご紹介しました遺言信託をうまく組み合わせて利用することにより自らの意思を確実に実現させることができます。

<本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい>

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所
TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp
ホームページ: <http://www//ookuchi-step21.jp> (大口 NEWS のバックナンバーも掲載しています)